

中間支援組織設立に向けて

平成 26 年 1 月

土木学会（仮称）建設系 N P O 連絡協議会

目次

1. はじめに	2
2. 中間支援組織設立に向けた活動の経緯	3
新しい公共や共助社会づくりの動向を踏まえた 土木学会における既往の活動と今後について	
1) 既往の活動	3
2) 今後の展開	4
—中間支援組織の事業活動と土木学会との連携について—	
3. 設立趣意書	8
4. 設立当初の活動と活動体制（案）	9
1) 設立当初の活動	9
2) 活動体制	10
① 組織概念図	
② 当面の活動体制	
5. その他整理すべき事項	11
1) 会員の種類と入会金、年会費	11
2) 事務所の場所と今後の会議のあり方	11
3) 土木学会との協働のあり方	11
4) 発起人名簿（案）	12
5) 設立当初の役員名簿（案）	12
6. 参考資料	13
1) 定款の要綱	13
2) 行動規程（案）	18

1. はじめに

(仮称)建設系 NPO 連絡協議会は、建設系 NPO の中間支援組織設立を目指して、平成 24 年 4 月 13 日に発足しました。連絡協議会は、平成 26 年 4 月に中間支援組織を立ち上げることを目標に 2 年間という期間を設定して活動しております。

発足後約 1 年半の活動を通して検討してきたものをディスカッション資料として本冊子を纏めました。これを会員の皆様に吟味していただくたたき台として提供し、様々なご意見を集約する中で、新たに立ち上げる中間支援組織の形・役割を決めていきたいと考えております。多くの会員の方々のご意見を頂きたいと考えております。

ある程度形が見えてきたところで、中間支援組織の発起人会を立ち上げ、具体化の活動に移りたいと考えております。発起人会では、中間支援組織の立ち上げに向けて、各方面に説明に上がり、多くの賛同者を得る活動と共に各種の手続きを進めて、平成 26 年 4 月に中間支援組織を立ち上げるよう、行動していくことになります。

この冊子をもとに、多くの意見が寄せられることを期待します。

2. 中間支援組織設立に向けた活動の経緯

新しい公共や共助社会づくりの動向を踏まえた 土木学会における既往の活動と今後について

1) 既往の活動

新しい公共や共助社会づくりなどの言葉で表される、官・行政に頼らない地域・市民の主体的な働きで公共的サービスを提供し、これによって社会的課題を解決しようとする、いわゆるサードセクターの動きは、地方自治体レベルでは相当旧くから実践されてきていると見られるが、このような動きが社会的に大きな注目を集めたのは、阪神大震災後の NPO や NGO 等のボランティアやコミュニティとしての活動であった。

このような社会的背景を受けて、国はその活動基盤を整備すべく、平成 10 年 12 月に「特定非営利活動促進法」、いわゆる「NPO 法」を施行した。

この動きを受けた土木学会の活動としては 2 つの流れがあった。

一つは土木学会誌・平成 13 年 6 月号における特集「NPO と土木の接点—そこにある将来性と課題—」である。ここでは、土木分野において NPO が果たす役割、まちづくり分野の事例および将来に向けての課題と発展性が相当のボリュームで語られている。

もう一つは平成 14 年に建設マネジメント委員会の中に「社会資本整備における NPO 研究小委員会」(委員長; 渡邊法美高知工科大学教授)が設けられ、4 年間にわたって活動したことである。その成果は 16 年度報告書として H17 年 8 月に纏められている。ここでは社会資本マネジメントにおける NPO の係りについて多面的に研究成果が報告されている。

しかしながらこのような動きはその後大きな進展をしてきたとは言えない。それは多額の費用を要するインフラ整備の推進体制として旧来の産官学のスキームが、強い行政主導のもとにしっかりと存続していること、それに対する市民・地域の側の非力さがあったとも考えられる。

その後土木学会の中で、違った角度からこの課題に対する検討が浮上したのは、本協議会の発足に到るシニアエンジニアの活性化を目指した委員会活動(別紙—1 参照)である。土木分野のシニアエンジニア(そのしかるべき存在としての成熟したシビルエンジニア)の活性化を目指して、平成 19 年秋に教育企画・人材育成委員会の下に設立された「成熟したシビルエンジニア活性化小委員会」がその発端であった。この委員会活動では、シニアエンジニアに生き甲斐と一定の収入を与えるものとして NPO 活動に注目し、そのインフラ整備における重要性を認識する一方、実態調査を通じてその課題・問題点も把握することができた。

すなわちサードセクターを構成する個々の建設系 NPO 等はおおよそ数 100 団体に上っているが、概して小規模であり、財政基盤も脆弱で人材も限られており、多くの課題を克服できる力を備えていないのが実態である。

教育や福祉などの分野では、個々の NPO の連携と支援をめざした中間支援組織が構築され多くの成果を挙げている一方、建設系 NPO では個々の活動にゆだねられているのが実情であった。

このような状況から脱皮して、公共事業の実施形態が多様化するなかで重要度が高まってくる建設系 NPO 法人相互、或いは NPO 法人と他の組織(行政、企業、大学等)との連携・協働を促進する「中間支援組織」が必要であるとの認識に到った。このような考え方を平成 22 年 11 月の第 4 回理事会(阪田憲次会長)に提言し状況説明を行った。

それを踏まえて具体の中間支援組織の設立に向けて、上述の成熟シビル小委員会から別かれて別途「建設系 NPO 中間支援組織設立準備(委員)会」を平成 22 年秋に立ち上げた。その後、関係団体と精力的に議論を進めた結果、さらに NPO 相互の意志の疎通を図り、より緩やかな形で中間支援組織に移行できるよう、平成 24 年 4 月「土木学会(仮称)建設系 NPO 連絡協議会」立上げた。現在 35 法人がこれに加盟して議論に参画している。

なお、これらの土木学会の活動と並行して、土木分野の NPO 法人の相互の連携や活動の活性化・発展を期して平成 22 年 10 月に設立され、現在 11 NPO 法人からなる「シビル NPO 連絡会議」(代表；花村義久 NPO 法人シビルまちづくりステーション代表)の活動があり、土木学会が協力してフォーラムの開催等を行ってきたが、今はその活動を土木学会の連絡協議会に一元化している。

現在、協議会の準備活動期間を 2 年とし、平成 26 年 4 月に正式な中間支援組織を立ち上げるべく努力しているところである。なお新組織立ち上げの活動は、学会 100 周年記念事業の一つとしても採択(事業 B 部会)されており、重要な学会活動の一つであるという認識で精力的な活動を行っている。

この中間支援組織の形態は現時点で NPO 法人が有力であるが、その形態如何に係らず、土木学会から独立した法人組織を想定している(仮称：シビル NPO 連携プラットフォーム)。

2) 今後の展開—中間支援組織の事業活動と土木学会との連携について—

設立する中間支援組織の設立趣意・目的は

「国民生活や国土保全、さらには環境、防災にといった国土形成のための社会基盤整備に関し、市民が関与していける仕組みを推進する。そのために、民間非営利セクターをネットワーク化してその活動の強化をはかり、『新しい公共』や『共助社会づくり』などの政策の一翼を担うべく行政、企業や教育・研究機関、そして住民を含む地域組織との新しいパートナーシップを確立し、共助社会の確立を図る」

ことである。

この目的を達成するため、想定している事業は以下のようなものである。

- ① 会員 NPO 法人のデータベース化や必要情報の公表、及び事業活動・組織運営に係わる支援と、重要な共通認識事項のガイドライン化を図る。
- ② 当該中間支援活動に関する情報公開ならびに関連する国内外の情報の収集、公開、発信を行う。
- ③ 民間非営利活動関連分野における政策や制度の調査研究を行い、成果を広報するとともに、それに基づく政策提言・提案等を行う。
- ④ 企業や政府・地方公共団体、さらには大学・研究機関などの関係者との交流とそれらに関する諸行事・人材育成等を行う。
- ⑤ 各地域の NPO 法人活動のコーディネートと国内外の NPO 法人等とのネットワーク化を進める。
- ⑥ 会員 NPO 法人による協働事業化を支援し、総合性を要求される事業を中間支援組織が受託するとともに、事業資金面での連携を図る。
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業を行う。

などである。

設立する中間支援組織は上述のように土木学会から独立した法人組織を想定しているが、これらの事業を遂行していく上で、土木学会との連携を引き続き図っていくことがきわめて重要であると考えている。すなわち、長年にわたり土木学会の活動として行ってきたこと、今後の活動内容が学会活動と密接に関係することが考えられること、活動している人材の多くが土木学会関係者で占められることなど土木学会との連携を図っていくことが最も適切であると考えている。

以上

成熟シビルエンジニア活性化小委員会の発足から
(仮称)シビルNPO連携プラットフォームの発足に向けて

平成25年8月20日

＜土木学会委員会活動＞

＜社会の諸変化と政府の施策＞

成熟シビルエンジニア活性化小委員会の発足～活動
 ・平成19年～(教育・人材委員会下。現在、第3期継続中)
 ・人材結合支援システム/NPO活動
 /ソーシャルビジネス/土木界自体の活性化

NPO等サードセクターの活動の重要性
 H7.1～ 阪神・淡路大震災後
 ・NPOやNGOがボランティアやコミュニティとして活動(後、ボランティア元年)

土木技術者が係るNPO活動の調査研究
 アンケート調査・インタビュー等による実態と課題の把握

H10.12 特定非営利活動促進法

・現状での活動の沈滞傾向
 ・土木分野におけるNPO活動の重要性
 ・成熟シビルエンジニアの活躍の大きな可能性

**国レベルにおける新しい公共の認識と
 施策展開(地域レベルでは実態的先行)**
 H17.4 日本21世紀ビジョン
 目指すべき将来像;豊かな公・小さな官
 H20.7 国土形成計画(全国計画)
 新たな公を基軸とする国土づくり
 →H20&21年度 新たな公によるコミュニティ
 創生支援事業
 H22.1 「新しい公共」円卓会議
 →6.24 「新しい公共」宣言
 H22.10 「新しい公共」推進会議
 →H22&23年度 「新しい公共」支援事業

・NPOの位置づけの見直し(新しい公共を担う主体)
 ・NPO活動の活性化の必要性
 ・そのためのNPO中間支援組織の必要性
 ・土木学会の支援の必要性

阪田会長時代 (平成22年度)

土木学会理事会への提言(H22.11.19)
 ・新しい公共とNPO活動の重要性の認識
 ・NPO中間支援組織の立上げと運営への支援協力

建設系NPO中間支援組織設立準備委員会の設置と活動
 ・教育・人材委員会下。H22.11～
 ・事業・活動内容/参加会員と運営組織/
 採算性/土木学会との関係/今後の展開

NPO等サードセクター活動の重要性の再認識
 H23.3.11
 東北地方太平洋沖地震～東日本大震災以降
 (ソーシャル元年)

山本会長時代 (平成23年度)

建設系NPO中間支援組織設立準備会の発足～活動
 ・教育・人材委員会下、H23.6～
 ・建設系NPO連絡協議会の具体化&呼びかけ

(仮称)建設系NPO連絡協議会の発足 H24.4.13
 学会内組織、1.2年内の存続、期間内100法人加入を目指す

H24.4 特定非営利活動促進法改正
 使用性・信頼性の向上、認定制度導入、
 所轄庁一元化

小野会長時代 (平成24年度)

100周年事業に採択(H24.9.30)

橋本会長時代 (平成25年度)

**建設系NPO中間支援組織
 (仮称)シビルNPO連携プラットフォーム
 の発足 (H26.4)**
 土木学会外の組織
 NPO法人を一応想定、認定NPO法人を目指す

国レベルにおける新たな展開
 H25.4 共助社会づくり懇談会

平成25年8月20日
成熟シビル小委～NPO中間支援組織準備会/連絡協議会の活動とその取り組み

		シボジウム・講演会等
		提言・報告書・他
		* 成熟したシビルエンジニア活性化小委員会
H20年度	平成20年度報告書； ・人材結合支援システム ・シビルエンジニアが係るNPO活動、他	H20.5.14 シンボジウム 「成熟したシビルエンジニア、その活性化に向けて」 ・基調講演；石井弓夫前会長「変化する社会に 대응する一成熟は停滞にあらずー」 ・話題提供；成熟したシビルエンジニアを巡る課題と対応 マネジメントの立場から、個人の立場から、土木学会の取り組み ・パネル討論；成熟したシビルエンジニアの活性化についての今後の取り組み
H21年度	平成21年度報告書； ・土木学会が整備すべき人材結合支援システム ・NPO活動の現況と連携に関する調査研究 ・社会的課題解決のための新たな動向 ・新たな公/新しい公共～ソーシャルビジネス ・土木分野のソーシャルビジネス調査研究、他	H21.5.14 シンボジウム 「“NPO活動”その多様な展開ーシビルエンジニアに期待されることー」 ・基調講演；谷本寛治一橋大学教授「ソーシャルビジネスの可能性」 ・部会報告；有岡正樹「シビルエンジニアに係るNPO法人調査結果について」 ・話題提供；3NPO法人による「NPO活動の現況と課題」 H22.1.18 意見交換会 「新たな公とソーシャルビジネス」 ・講演；阿部千雅専門調査官「新たな公共の考え方に基づく地域づくりについて」 2NPO法人代表による発表(辻田満、花村義久)
H22年度	平成22年11月 学理事会への提言 「土木学会による建設系NPO中間支援組織の立上げと支援」 ・新しい公共とNPO活動の重要性認識とアピール及び活動の一翼を担う ・学会主体の中間支援組織の立上げと同組織対する広範なバックアップ 平成22年度報告書； ・新しい公共について ・ソーシャルビジネス調査研究 ・NPO中間支援組織設立調査研究、他	H22.7.27 シンボジウム 「新しい公共、NPOそしてソーシャルビジネスーその土木界における位置づけと展開ー」 ・講演；根本祐二東洋大学教授「新しい公共の時代、その意味と展開」 ・事例報告；2NPO法人等 アサザ基金、(株)御蔵川
H22年度	* 建設系NPO中間支援組織設立準備(委員)会～NPO連絡協議会 建設系NPO中間支援組織設立準備委員会 平成22年度報告書 設立構想の背景と経緯、事業活動内容、参加会員と運営組織、採算性、外部から見た視点	
H23年度		H23.9.9 全国大会研究討論会；「土木分野におけるNPO活動と土木学会の役割」 ・話題提供&パネル討論 渡邊法美高知工大教授「新しい公共とNPO活動、その土木分野における意味」 竹内よし子NPO法人代表「地方からの国際化、地域での連携」 有岡NWG長「土木分野のNPO活動の実態と学会支援の中間支援組織について」
H24年度	H24.10 学会100周年記念事業として採択 「新しい公共の担い手となる建設系NPOを支援する中間支援組織の設立」 H25.2.28 第3回社会インフラ維持管理・更新検討TFプレゼン 「NPO法人等の社会インフラ維持管理・更新への係りについて」 (仮称)建設系NPO連絡協議会 平成24年度報告書 各分科会報告；中間支援組織、新しい公共、事業試行、地域連携、土木学会連携事業	H24.4.13 協議会設立記念講演会 ・竹村公太郎リバロフセンター理事長「新しい公共・新しいインフラーNPOの役割ー」 ・奥野信宏中京大学教授「国土政策と新しい公共」
H25年度	H25.4. 創立100周年記念出版企画として 「(仮題)インフラ・まちづくりと新しい公共」採択	H25.6.24 総会記念講演会。 藤岡喜美子市民フォーラム21・NPOセンター事務局長 「新しい公共とNPO法人・中間支援組織の役割」 ーNPO法人にとつての事業機会と財政的課題についてー

3. 設立趣意書

我が国の社会基盤は、戦災復興から高度成長時代を経て今日まで目覚ましい勢いで整備されてきたが、近年は情報化や国際化の進展により経済や国民生活のシステムが大きく変動しており、将来の社会基盤の在り方について改めて多角的な議論をすることが必要になっている。さらに我が国は少子高齢化や災害の巨大化などに加えて、社会基盤そのものが老朽化してきたという深刻な事態に直面している。これらに対して国家的プロジェクトとして解決を図るべき多くの重要な課題が残されている一方、地域特有の課題も山積しており、それぞれの地域社会に密着した課題解決が求められている。

多岐にわたる地域の課題に挑戦していくためには、中央に依存してきた 20 世紀型の社会構造から抜け出し、地方自治体あるいは民間・市民の力を活動の推進力としてより強化することが重要である。例えば「新しい公共」や「共助社会」として議論されている行政や市民を含む様々な主体が双方向に連携・協働していく 21 世紀型パラダイムへの移行が求められ、いままさにその途上にあるといえる。そのような新しい連携・協働を推進する役割を担うのが、特定非営利活動（NPO）法人などサードセクターと呼ばれる組織である。

このような制度については、福祉や教育といったソーシャルケア面では新たな取り組みがなされ、すでに様々な実績を上げている。一方、社会基盤形成にかかわる分野においては、その対応が大変遅れている。その背景には、関連する NPO 法人そのものの未成熟があり、かつ様々な主体が双方向に連携・協働していくシステムの未発達がある。

そのような視点で土木学会の関連委員会で 4 年余にわたり議論して至った結論が、孤立的に活動してきた関連 NPO 法人の連携・ネットワーク化の必要性であり、その具体策としての中間支援組織の設立であった。さらに今日まで 2 年間にわたり、30 余 NPO 法人による土木学会(仮称)建設系 NPO 連絡協議会において、その組織のあるべき論と活動の具体論を協議することにより、組織の内容が明確にされた。

この度、こうした思いに意を尽くしてきた委員会・協議会の議論をベースにし、それに賛同する多くの個人、法人の支援を得て、特定非営利活動（NPO）法人「シビル NPO 連携プラットフォーム」（英語表記：Civil NPO Collaboration Platform）を設立することにした。この中間支援組織は、情報交流、政策提言、調査研究、事業化、人材開発および関連組織とのネットワーク化などの幅広い活動を通じて NPO 法人の基盤強化をはかり、行政や企業、教育・研究機関、そして地域・市民組織とのパートナーシップを通じて、より良い地域社会の構築を目指すものである。

平成 26 年年 1 月

4. 設立当初の活動と活動体制（案）

1) 設立当初の活動

NPO 連絡協議会中間支援組織分科会としては、中間支援組織の具体化検討に当たってその成熟期の業務活動内容を、現時点で考えられる事象として「中間支援組織分科会検討結果報告書」としてまとめ、平成 25 年度連絡協議会総会でその概要を提案した。

上記分科会報告書において、中間支援組織の活動分野は、(1)サービス提供部門、(2) 地域活動推進部門ならびに(3)事業化推進部門の 3 つの部門に分けられ、それらはさらに 10 機能、34 項目に細分されている。

一方、中間支援組織設立に向けての連絡協議会会員公募時の、応募者によるその組織への主たる期待としては、次の 3 点が提起された。

- ・ 事業活動・組織運営に必要な資金の獲得支援活動
- ・ 法制度・政策情報に対応した広報・提言活動
- ・ 産官学および地域組織との協働事業推進活動

これらの期待も考慮し、10 機能のうち最小限必要と目される項目を絞り込んで、下表に示すように中間支援組織の定款に記載する事業と、それぞれの具体的な活動例として取りまとめた。

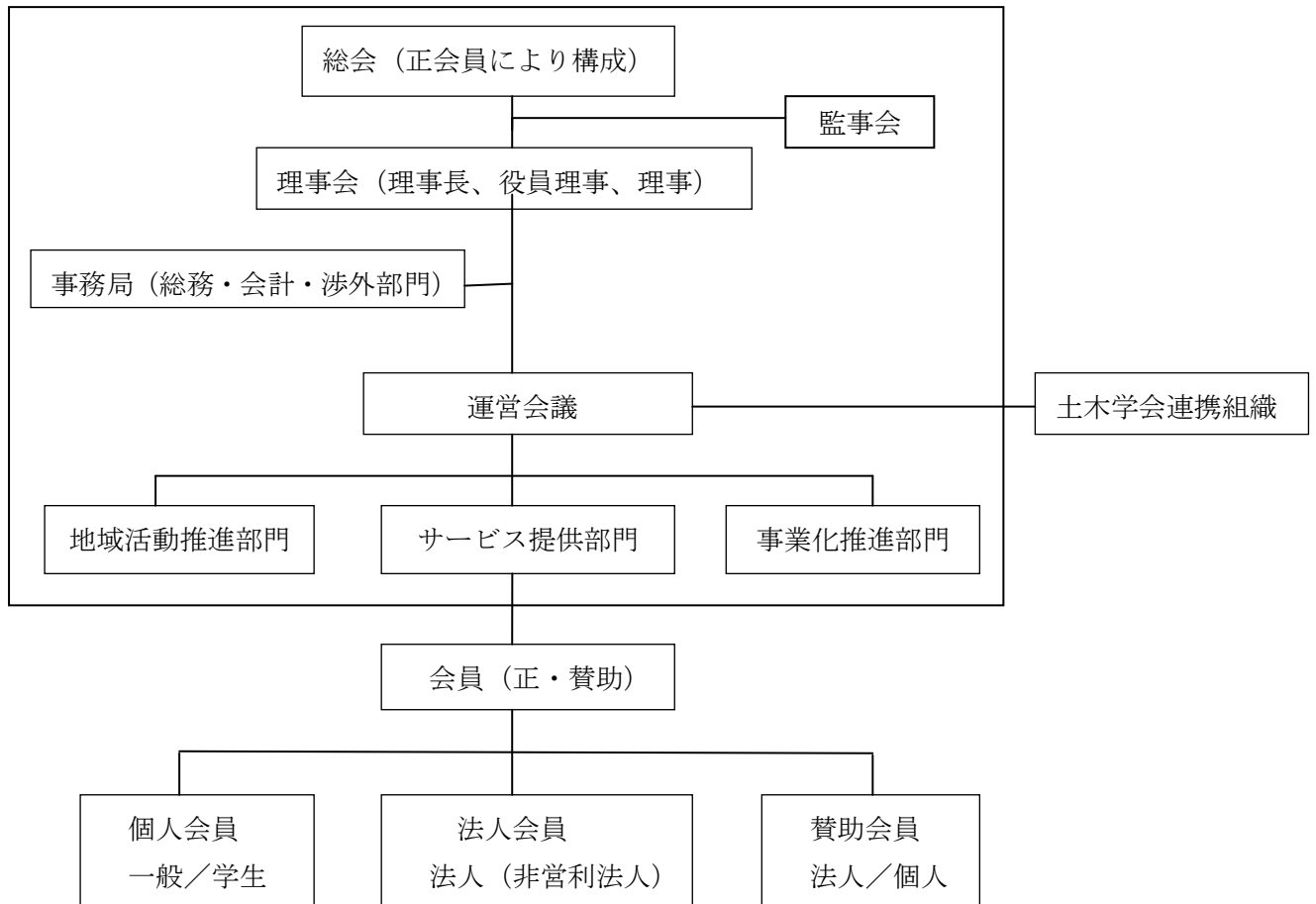
これらについて、平成 25 年 11 月～26 年 3 月の発起人会、ならびに 26 年 4 月発足の中間支援組織の 3 部門それぞれの会議で事業・業務の詳細が議論され、活動が展開されることになる。

部門・機能		定款記載文	具体的な活動例
サービス提供部門	活動支援	NPO法人の会員情報・事業活動・組織運営に係わる支援と、重要な共通認識事項を協議する。	・NPO法人データベース化とその追加・変更、ならびにHPリンク等を含む必要情報の公表。 ・事業活動・組織運営に係わる支援と、重要な共通認識事項に関するガイドライン化等。
	情報交流	当該中間支援活動に関する情報公開ならびに関連する国内外の情報の収集、公開、発信を行う。	・ホームページおよびSNS等による中間支援組織活動に関する情報公開。 ・国内外の関連情報の収集し公開・発信する。
	広報・提言	民間非営利活動関連分野における政策や制度の調査研究を行い成果の広報するとともに、それに基づく政策提言・提案等を行う。	・建設系NPO法人活動に関する政府の政策および制度等に関しアンケート等を含む調査。 ・研究委員会を立ち上げ具体的な提案・提言を検討する。 ・その活動と成果をPRし世論形成に寄与する。
	教育・行事	企業や政府・地方公共団体、さらには大学・研究機関などの関係者との交流とそれらに関する諸行事・人材育成等を行う。	・シンポジウム/研究発表会等の諸行事の定期開催、 ・会員NPO法人独自の行事支援等。 ・他分野組織との関連行事の開催に関する連携。
地域活動推進部門	各地域のNPO法人活動のコーディネーションと国内外のNPO法人等とのネットワーク化を進める。	・地方における公民連携やNPO法人活動等に係わる制度、政策等の動向を紹介。 ・地域活動展開のためのガイドライン作成等活動環境の整備支援。 ・地域事務局間の人材交流や事例の水平展開を支援。	
事業化推進部門	会員NPO法人による協働事業化を支援し、総合性を要求される事業を中間支援組織が受託するとともに、事業資金面での連携を図る。	・産官学や地域からの協働事業化要請分野について、それに適した会員NPO法人を仲介し、必要に応じてコーディネーター役を果たす。 ・提案事業や学会連携事業等、中間支援組織としての事業参画機会を創出。 ・研究開発、事業モデル化等の資金支援手法の検討・各種団体の公募事業・寄付金事業情報の提供と事業化支援。	

- ・ 黄色網かけ：協議会会員の要請が特に強いもの
- ・ 網掛けなし：分科会で追加のもの

2) 活動体制

①組織概念図



② 当面の活動体制

- 1) 役員は代表理事、副代表理事および常務理事を若干名置く。
代表理事は全体を総括し、副代表理事は代表理事を補佐する。常務理事（当面3名）はサービス提供部門、地域活動推進部門、事業化推進部門を担当・推進する。
- 2) 土木学会連携担当理事を置き、土木学会との連携を図りながら、組織の運営を行っていく。
- 3) 事務局は事務局長1名（非常勤）、事務職員（常勤）1名とする。
事務局長は理事から選任する。
- 4) 運営会議は、代表理事、副代表理事、常務理事（3部門長）、土木学会連携担当理事、事務局長で構成し、組織の運営に関する方針を決定する。必要により代表理事の要請で関係者に出席を求めることができる。
- 5) 必要に応じてアドバイザー委員を招聘し、助言をいただく。

5. その他整理すべき事項

1) 会員の種類と入会金、年会費

会員の種類と入会金、年会費は以下のとおりとする。

会員の種類と会費等

種類	種別	内容	入会金	年会費	備考
正会員	法人	非営利法人	24,000 円	24,000 円	
	個人	一般・学生とも	6,000 円	6,000 円	
賛助会員	法人	口数当り	0 円	50,000 円	NPO 法人含む
	個人	口数当り	0 円	10,000 円	

- ・正会員は、初年度は平成 26 年 4 月～平成 27 年 7 月の 16 か月分の年会費を一括して納入していただく。(法人正会員 32,000 円、個人正会員 8,000 円)
- ・途中入会の正会員は平成 27 年 7 月までの月割りで計算した分の年会費を一括して納入していただく。
- ・賛助会員は、口数の年会費を平成 26 年 4 月～平成 27 年 7 月分とする。
- ・入会金は、連絡協議会会員及び事務局員は無料とする。

2) 事務所の場所と今後の会議のあり方

- 1) 中間支援組織の事務所を土木学会事務所とは別に構え、会議室等を確保する。
- 2) 候補地と賃料
- 3) 収支の試算

3) 新組織と土木学会との連携・協働のあり方

中間支援組織設立に伴い、それを推進してきた教育企画・人材育成委員会下の「建設系 NPO 中間支援組織設立準備会」は名称と活動内容を見直す。

同委員会下で新名称のもと平成 26 年度は 100 周年記念事業を継承すると共に、以降も継続して新中間支援組織と土木学会との連携・協働を図っていくべく学会と協議する。

4) 発起人及び理事の選任

会長を中心に候補を選定し、個別に依頼していく。

5) 発起人名簿

	役 職	氏 名	所 属
1	発起人代表	山本 卓朗	第 99 代土木学会会長
2	発起人副代表	花村 義久	シビルまちづくりステーション理事長
3	発起人	有岡 正樹	社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会理事長
4	発起人	西山 英勝	美し国づくり協会理事
5	発起人	高橋 万里子	水・環境ネット東北専務理事
6	発起人	橋本 鋼太郎	土木学会会長
7	発起人	藤本 貴也	全国街道交流会議代表理事
8	発起人	関谷 昇	千葉大学法経学部 准教授
9	発起人	大田 弘	(株)熊谷組会長
10	発起人	世古 一穂	NPO 研修・情報センター 代表理事

6) 設立当初の役員名簿 (案)

	役 職	氏 名	所 属	備考
1	代表理事	山本 卓朗	第 99 代土木学会会長	
2	副代表理事	花村 義久	シビルまちづくりステーション理事長	
3	常務理事	有岡 正樹	社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会理事長	サービス提供部門担当
4	常務理事	皆川 勝	東京都市大学工学部教授	地域活動推進部門担当
5	常務理事	辻田 満	シビルサポートネットワーク代表理事	事業化推進部門担当
6	理事	内藤 堅一	(株)コーケン技師長	事務局長
7	理事	駒田 智久	オフィスパスタイム代表	土木学会連携担当
8	理事	三上 晴彦	茨城の暮らしと景観を考える会代表理事	
9	理事	西山 英勝	美し国づくり協会理事	
10	理事	高橋 万里子	水・環境ネット東北専務理事	
11	理事	三井 元子	あらかわ学会副理事長	
12	理事	野村 吉春	州都広島を実現する会事務局長	
13	理事	橋本 鋼太郎	土木学会会長	
14	理事	藤本 貴也	全国街道交流会議代表理事	
15	理事	青山 俊樹	日本河川協会理事	
16	理事	関谷 昇	千葉大学法経学部 准教授	
17	理事	大田 弘	(株)熊谷組会長	
18	理事	世古 一穂	NPO 研修・協働センター代表理事	
1	監事	木村 達夫	あそ地下足袋倶楽部	
2	監事	山岡 和彦	美し国づくり協会	

6. 参考資料

1) 定款の要綱

1. 総則

1. 名称

この法人は特定非営利活動法人「シビル NPO 連携プラットフォーム」という。ただし、英文表記は Civil NPO Collaboration Platform（略称 CNCP）とする。

2. 事務所

この法人は、主たる事務所を〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-7 名古屋ビル本館 コム・ブレイン内に置く。

3. 目的

我が国の社会基盤は国家的プロジェクトとして解決を図るべき多くの重要な課題が残されている一方、地域特有の課題も山積している。そしてそれぞれの地域社会に密着した課題解決にむけて民間非営利セクターの活動が期待されている。

このためこの法人は、「新しい公共」や「共助社会づくり」などの政策の一翼を担うべく、民間非営利セクターをネットワーク化してその活動の強化をはかり、行政や企業、教育・研究機関、そして地域・市民組織とのパートナーシップを通じて、より良い地域社会の構築を図ることを目的とする。

4. 特定非営利活動の種類

この法人は、目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表2に掲げる以下の各号の特定非営利活動を行う。

(1) (別表二) 社会教育の推進を図る活動

(2) (別表三) まちづくりの推進を図る活動

(3) (別表四) 観光の振興を図る活動

(4) (別表五) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(5) (別表七) 環境の保全を図る活動

(6) (別表八) 災害救援活動

(7) (別表九) 地域安全活動

(8) (別表十一) 国際協力の活動

(9) (別表十四) 情報化社会の発展を図る活動

(10) (別表十五) 科学技術の振興を図る活動

(11) (別表十六) 経済活動の活性化を図る活動

(12) (別表十七) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(13) (別表十九) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は、援助の活動

(14) (別表二十) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

5. 特定非営利活動の事業

この法人は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員 NPO 法人のデータベース化や必要情報の公表、及び事業活動・組織運営に係わる支援と、重要な共通認識事項のガイドライン化を図る。

- 2) 当該中間支援活動に関する情報公開ならびに関連する国内外の情報の収集、公開、発信を行う。
- 3) 民間非営利活動関連分野における政策や制度の調査研究を行い、成果を広報するとともに、それに基づく政策提言・提案等を行う。
- 4) 企業や政府・地方公共団体、さらには大学・研究機関などの関係者との交流とそれらに関する諸行事・人材育成等を行う。
- 5) 各地域の NPO 法人活動のコーディネーションと国内外の NPO 法人等とのネットワーク化を進める。
- 6) 会員 NPO 法人による協働事業化を支援し、総合性を要求される事業を中間支援組織が受託するとともに、事業資金面での連携を図る。
- 7) その他目的を達成するために必要な事業を行う。

2. 会員

1. 会員の種別

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2. 入会

この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。代表理事はこれを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾する。

3. 会費

会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

4. 退会

会員で退会しようとするものは、別にお定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

5. 除名

会員がこの法人の名誉を著しく傷つける等の行為があった場合、当該会委員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

6. 提出金品の不返還

既納の会費その他の提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

3. 役員

1. 種別および定数

この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事 10 名以上 25 名以内
- 2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 3) 理事のうち、1 名を代表理事、2 名以内を副代表理事、若干名を常務理事とする。

2. 選任

- 1) 役員は、正会員の中から総会の議決により選任する。
- 2) 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。

3) 代表理事、副代表理事および常務理事は理事会において互選する。

4) 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

3. 職務

1) 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはまたは代表理事が欠けたときには、代表理事のあらかじめ指名した順序によって、その職を代行する。

3) 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の部門担当業務事項を処理する。

4) 監事は理事の業務執行の状況を監査するなどの職務を行う。

4. 任期

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

5. 解任

役員が職務の執行に堪えないと認められるなどに該当するときには、当該役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

6. 報酬

役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。報酬を受ける役員の指名とその報酬の額は、総会の議決を経て定める。

4. 会議

1. 種別

1) 会議は、総会および理事会とする。

2) 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 総会に関する事

1) 総会の構成

総会は正会員をもって構成する。

2) 総会の機能

総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 年度事業計画および収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他理事会が必要と認める重要な事項

3) 総会の開催

(1) 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3カ月以内に開催する。

(2) 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

① 理事会が必要と認めたとき

② 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

③ 監事が請求したとき

4) 総会の招集

(1) 総会は、この定款に定めるもののほか、代表理事が招集する。

(2) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

5) 総会の定足数

総会は正会員の過半数出席をもって成立する。

6) 総会の議長

総会の議長は、代表理事またはその指名する理事がこれに当る。

7) 総会の議決

- (1) 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (2) 総会における正会員の議決権は、会費の種別にかかわらず1会員1票とする。
- (3) 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

8) 総会の書面表決等

- (1) 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- (2) 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって出席し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、出席したものとみなす。

9) 総会の議事録

- (1) 総会の議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (2) 議事録には、議長及び出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人名2名以上が署名または記名押印する。

3. 理事会に関すること

1) 理事会の構成

理事会は理事をもって構成する。

2) 理事会の機能

理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項ならびにその変更
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

3) 理事会の開催

理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

4) 理事会の招集

- (1) 理事会は代表理事が招集する。
- (2) 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を開催日の一週間前までに発信しなければならない。

5) 理事会の定足数

理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

6) 理事会の議長

理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

7) 理事会の議決

- (1) 理事会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(2) 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

8) 理事会の書面表決

(1) 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

(2) 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、出席したものとみなす。

9) 理事会の議事録

(1) 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(2) 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人名2名以上が署名または記名押印する。

5. 委員会等

1. 委員会等

1) この法人は、業務企画の推進のために、企画運営委員会および専門部会等（以下「委員会等」という）の委員会を置くことができる。

2) 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

6. 事務局

1. 設置および職員の任免

1) この法人に事務局を置く。

2) 事務局は、事務局長1名および職員若干名を置く。

3) 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

2. 組織および運営

事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

7. 資産および会計

1. この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

8. 定款の変更 省略

9. 解散および合併 省略

10. 雑則 省略

以上

2) 行動規程(案)

NPO「シビルNPO連携プラットフォーム」の行動指針を以下のように定める。

基本理念

会員の衆知を集め、NPO法人活動の基盤強化をはかり、「新しい公共」や「共助社会」呼ばれる市民社会づくりに対する社会的要請にこたえ、それをもって社会に貢献する。

行動指針

1. 会員に対し、公平・公正な立場で接し、NPO法人活動の活性化を図っていく。
2. 会員の持つ専門的技術・知識および経験を活用し、その知見を次世代に継承する。
3. 国内外の行政、研究機関、企業及び市民と連携を図り、新たな公共の展開に貢献する。
4. すべての活動の情報を積極的に開示し、NPO法人活動の透明性を確保する。

倫理規定

(使命)

1. 社会基盤の整備、維持管理に自らの専門とする技術と知識そして豊かな経験をもって安心・安全な社会の構築に貢献する。

(品位)

2. 会員として、社会貢献に誇りと使命感を持ち、強い責任感と品位をもって行動する。

(法令・規則の順守)

3. 自らの専門とする分野・業務に関する法令・規則をよく理解し、これらを遵守する。

(環境への配慮)

4. 自らの専門とする技術と知識を以て、持続可能な社会の構築のために自然環境の保全・保護に努め自然との共生を目指す。

(公平・公正・誠実な業務)

5. 共同研究・受託業務に関して雇用者、依頼者の代理人、あるいは受託者として公平に行動し、公正な観点で誠実に業務を行う。

(正当な業務報酬)

6. 調査、研究開発、政策提言および技術・法務・経営支援活動事業等に対する正当な報酬以外に不当な対価を直接または間接に、与え、求め、または受け取らない。

(人材の育成および技術の継承)

7. 自己の人格、知識、および経験を活用して人材の育成に努め、その専門的能力を向上させるための支援を行うとともに、社会基盤の整備、維持管理に関わる技術を継承する。

(会員相互交流)

8. 自己の属する組織にとらわれることなく、専門的知識、技術、経験を開示し、会員相互の交流を図る。

(守秘義務)

9. 共同研究や受託活動にて知り得た事項を共同者・委託者の許可なくして他に漏らしたり、または盗用しない。

以上